

令和5年度
福島町議会定例会
11月会議議案

福島町

議案第35号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月27日提出

福島町長 鳴海 清春

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例(昭和30年福島町条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第4条 (略) 2 前項の期末手当の額は、それぞれの給料月額に、6月に支給する場合には100分の <u>220.0</u> 、12月に支給する場合には100分の <u>220.0</u> を乗じて得た額に、それぞれ100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。	第4条 (略) 2 前項の期末手当の額は、それぞれの給料月額に、6月に支給する場合には100分の <u>225.0</u> 、12月に支給する場合には100分の <u>225.0</u> を乗じて得た額に、それぞれ100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(期末手当に関する特別措置)
- 2 令和5年12月に支給される期末手当に限り、改正後の条例にかかわらず、第4条第2項中「220.0」を「230.0」とする。
(期末手当の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合において、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第36号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月27日提出

福島町長 鳴海 清春

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 職員の給与に関する条例(昭和30年福島町条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて、該当各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者が所属する次の各号に定める職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて、該当各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者が所属する次の各号に定める職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当</p>

<p>該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次の項において同じ。)において受けるべき扶養手当及び地域手当の月額を加算した額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次の項において同じ。)において受けるべき扶養手当及び地域手当の月額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>
--	--

別表1を次のように改める。

別表第1
給料表

職員 の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	号俸	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	

18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100

59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	
94		295,900	343,600			
95		296,200	344,100			
96		296,600	344,500			
97		296,800	344,700			
98		297,100	345,100			
99		297,500	345,500			

	100		297,900	345,800			
	101		298,100	346,100			
	102		298,400	346,500			
	103		298,800	346,900			
	104		299,100	347,300			
	105		299,300	347,800			
	106		299,600	348,200			
	107		300,000	348,600			
	108		300,300	349,000			
	109		300,500	349,500			
	110		300,900	349,900			
	111		301,300	350,200			
	112		301,600	350,500			
	113		301,800	351,000			
	114		302,000				
	115		302,300				
	116		302,700				
	117		302,900				
	118		303,100				
	119		303,400				
	120		303,700				
	121		304,100				
	122		304,300				
	123		304,600				
	124		304,900				
	125		305,200				
定年前再任用短時間勤務職員		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200

第2条 職員の給与に関する条例(昭和30年福島町条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第18条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基	(期末手当) 第18条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の122.5</u> を乗じて得た額に、

<p>準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて、該当各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4・5 (略) (勤勉手当)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者が所属する次の各号に定める職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次の項において同じ。)において受けるべき扶養手当及び地域手当の月額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて、該当各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは、「<u>100分の68.75</u>」とする。</p> <p>4・5 (略) (勤勉手当)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者が所属する次の各号に定める職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次の項において同じ。)において受けるべき扶養手当及び地域手当の月額を加算した額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>
---	--

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6

年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定（職員の給与に関する条例（以下この項及び次条において「給与条例」という。）第18条第2項及び第3項並びに第19条第2項の改正規定を除く。次条において同じ。）による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は令和5年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 37 号

令和 5 年度福島町一般会計補正予算（第 6 号）

令和 5 年度福島町の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 11,031 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,521,786 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 11 月 27 日提出

福島町長 鳴海 清春

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
13 国 庫 支 出 金		284,967	661	285,628
	2 国 庫 補 助 金	137,257	661	137,918
14 道 支 出 金		260,562	34	260,596
	2 道 補 助 金	133,201	34	133,235
17 繰 入 金		291,447	10,336	301,783
	2 基 金 繰 入 金	287,175	10,336	297,511
歳 入 合 計		5,510,755	11,031	5,521,786

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		459,716	330	460,046
	1 総 務 管 理 費	267,704	123	267,827
	3 戸籍住民基本台帳費	13,790	207	13,997
3 民 生 費		553,934	3,874	557,808
	1 社 会 福 祉 費	457,100	3,870	460,970
	2 児 童 福 祉 費	91,326	4	91,330
4 衛 生 費		1,580,569	524	1,581,093
	1 保 健 衛 生 費	1,329,867	524	1,330,391
7 商 工 費		124,992	2,500	127,492
	1 商 工 費	124,992	2,500	127,492
12 諸 支 出 金		233,789	△ 1,350	232,439
	2 特別会計繰出金	230,289	△ 1,350	228,939
13 職 員 給 与 費		626,396	5,153	631,549
	1 職 員 給 与 費	626,396	5,153	631,549
歳 出 合 計		5,510,755	11,031	5,521,786

歲入歲出預算事項別明細書

歳入歳出予算補正事項別明細書

1 総括(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金	284,967	661	285,628
14 道支出金	260,562	34	260,596
17 繰入金	291,447	10,336	301,783
歳入合計	5,510,755	11,031	5,521,786

歳入歳出予算補正事項別明細書

総括(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 総務費	459,716	330	460,046	207			123
3 民生費	553,934	3,874	557,808				3,874
4 衛生費	1,580,569	524	1,581,093	488			36
7 商工費	124,992	2,500	127,492				2,500
12 諸支出金	233,789	△ 1,350	232,439				△ 1,350
13 職員給与費	626,396	5,153	631,549				5,153
歳出合計	5,510,755	11,031	5,521,786	695			10,336

入 歳

2 歳入

1 3 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	53,534	207	53,741	1 個人番号カード事業費等補助金	207	個人番号カード事務費補助金 207
3 衛生費国庫補助金	20,879	454	21,333	1 保健衛生費補助金	454	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金 315 出産・子育て応援交付金 139
計	137,257	661	137,918			

25

1 4 款 道支出金

2 項 道補助金

3 衛生費補助金	58,729	34	58,763	6 保健衛生費補助金	34	出産・子育て応援交付金 34
計	133,201	34	133,235			

1 7 款 繰入金

2 項 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	154,881	10,336	165,217	1 財政調整基金繰入金	10,336	財政調整基金繰入金 10,336
計	287,175	10,336	297,511			

1 3 款 国庫支出金 1 4 款 道支出金 1 7 款 繰入金

歲 出

3 歳出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節 区分	金額	説明
				特 国道支出金	財源				
					地方債	その他			
1 一般管理費	70,036	6	70,030			6	18 負担金・補助 及び交付金	6 一般管理費 18 福祉協会負担金	
5 財産管理費	21,365	129	21,494			129	11 役員費 26 公課費	129 車輦管理費 11 各種手数料 26 公課費	
計	267,704	123	267,827	0	0	123			

29

2 款 総務費

3 項 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	13,790	207	13,997	207			2 給料	144	207	戸籍住民基本台帳費
本台帳費				国庫支出金			3 職員手当等	40	3	2 フルタイム会計年度任用職員給料 3 時間外勤務手当
							4 共済費	23	37	3 期末手当(フルタイム) 4 共済組合負担金
									8	4 退職手当組合負担金
									10	4 退職手当組合事前納付金
計	13,790	207	13,997	207	0	0				

2 款 総務費

3 款 民生費
1 項 社会福祉費
(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 国道支出金	地方債	財 源 その他	一般財源	区分	金額	
3 生活館等管理費	30,153	3,870	34,023				3,870	12 委託料	3,870	各生活館等改修事業費 12 測量調査等委託料 3,870
計	457,100	3,870	460,970	0	0	0	3,870			

3 款 民生費
2 項 児童福祉費

5 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費	13,675	4	13,679				4	2 給料	19	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費 4
								4 共済費	15	2 フルタイム会計年度任用職員給料 4 共済組合負担金 4 社会保険料 19 17 32
計	91,326	4	91,330	0	0	0	4			

4 款 衛生費
1 項 保健衛生費

1 保健衛生総務費	18,323	209	18,532	173			36	2 給料	144	出産・子育て応援交付金給付事業費 2 フルタイム会計年度任用職員給料 209 144
-----------	--------	-----	--------	-----	--	--	----	------	-----	---

4款 衛生費
1項 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特 定 財 源	地方債	その他	区分	金額			
										国庫支出金	国庫支出金
2 予防費	52,363	315	52,678	315	国庫支出金			3 職員手当等	41	3 時間外勤務手当	3
								4 共済費	24	3 期末手当(フルタイム)	38
										4 共済組合負担金	7
										4 退職手当組合負担金	10
										4 退職手当組合事前納付金	6
										4 公務災害補償基金負担金	1
										2 給料	144
		3 職員手当等	39	フルタイム会計年度任用職員給料	315	144					
		4 共済費	132	時間外勤務手当		2					
				3 期末手当(フルタイム)		37					
				4 共済組合負担金		17					
				4 退職手当組合負担金		57					
				4 退職手当組合事前納付金		34					
				4 社会保険料		206					
計	1,329,867	524	1,330,391	488	0	0	36				

7 款 商工費
1 項 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 国道支出金	地方債	財 源 その他	区 分	金額	
6 横網記念館 管理運営費	16,872	2,500	19,372			2,500	12 委託料	2,500	横網記念館冷房設備設置事業費 12 横網記念館冷房設備設置工事実施施設計業務委託料 2,500
計	124,992	2,500	127,492	0	0	0			

1 2 款 諸支出金
2 項 特別会計繰出金

1 繰出金	230,289	1,350	228,939			1,350	27 繰出金	1,350	繰出金 27 介護保険特別会計繰出金 27 町立診療所特別会計繰出金 5 1,355
計	230,289	1,350	228,939	0	0	0			

1 3 款 職員給与と費
1 項 職員給与と費

1 職員給与と費	510,675	2,389	513,064			2,389	2 給料	622	職員給与と費 2 特別職給 213
							3 職員手当等	1,548	2 一般職給 835

7 款 商工費 1 2 款 諸支出金 1 3 款 職員給与と費

13款 職員給与と費
1項 職員給与と費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節 区分	金額	説明	明	
				特 国 道 支 出 金	財 地 方 債	財 源 其 他					一般財源
							4 共済費	1,463	3 期末手当(特別職) 3 期末手当(一般職) 3 寒冷地手当(特別職) 3 寒冷地手当(一般職) 3 管理職手当 3 住居手当(一般職) 3 時間外勤務手当 3 勤労手当 4 共済組合負担金 4 退職手当組合負担金 4 公立学校共済組合負担金 4 退職手当組合事前納付金 4 公務災害補償基金負担金	216 802 52 131 14 44 66 809 972 331 3 156 1	
2 会計年度任用職員給与と費	115,721	2,764	118,485				1 報酬	551	会計年度任用職員給与と費	2,764	
							2 給料	1,374	1 パートタイム会計年度任用職員報酬 2 フルタイム会計年度任用職員給料	551 1,374	
							3 職員手当等	571	3 時間外勤務手当 3 通勤手当	28 40	
							4 共済費	268	3 期末手当(フルタイム) 3 期末手当(パートタイム) 4 共済組合負担金	717 134 198	

13款 職員給与費
1項 職員給与費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 国 道 支 出 金	地 方 債	財 源 そ の 他	一 般 財 源	区 分	金 額	
計	626,396	5,153	631,549	0	0	0	5,153			4 退職手当組合負担金 222 4 公立学校共済組合負担金 8 4 退職手当組合事前納付金 137 4 社会保険料 297

給 与 費 明 細 書

1. 特別職

(千円)

区 分	給 与 費								共済費	合 計	備 考	
	人数 (人)	報酬	給料	期末手当 年間支給率	地域手当	寒冷地 手 当	その他 手 当	計				
補正後	長 等	3		22,773	9,729 4.50		299	324	33,125	14,586	47,711	
	議 員	10	25,754		10,647 4.50				36,401	7,332	43,733	
	その他の特別職		10,960						10,960		10,960	
	計	13	36,714	22,773	20,376		299	324	80,486	21,918	102,404	
補正前	長 等	3		22,560	9,513 4.40		351	324	32,748	13,856	46,604	
	議 員	10	25,754		10,647 4.40				36,401	7,332	43,733	
	その他の特別職		10,960						10,960		10,960	
	計	13	36,714	22,560	20,160		351	324	80,109	21,188	101,297	
比 較	長 等			213	216 0.10		-52		377	730	1,107	
	議 員				0.10							
	その他の特別職											
	計			213	216		-52		377	730	1,107	

2. 一般職

(1) 総括

(千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合計	備 考
		報酬	給料	職員手当	計			
補 正 後	111	27,918	290,649	151,427	469,994	131,808	601,802	
補 正 前	111	27,367	289,659	149,352	466,378	130,649	597,027	
比 較		551	990	2,075	3,616	1,159	4,775	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地 手 当	管理職 手 当	住居手当	時間外 勤務手当	特殊勤務 手 当	通勤手当	管理職員特 別勤務手当
		補正後	4,212	63,668	41,676	4,750	4,748	6,810	21,103	120	1,014
	補正前	4,212	62,171	40,867	4,881	4,734	6,854	21,133	120	1,054	216
	比 較		1,497	809	-131	14	-44	-30		-40	

職員手当の内訳	区分	児童手当								計
		補正後	3,110							
	補正前	3,110								149,352
	比 較									2,075

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
報酬	千円 551	給与改定による増	千円 551	給与改定による増 551
給料	990	その他増減分	990	退職等の異動による減 一般職給 -835 給与改定による増 フルタイム会計年度 任用職員給料 1,825
職員手当	2,075	その他増減分	2,075	給与改定等による増 期末手当(一般職) 802 勤勉手当 809 管理職手当 14 期末手当(フルタイム) 829 期末手当(パートタイム) -134 時間外勤務手当 (フルタイム) 36 退職等の異動および実績による減 寒冷地手当(一般職) -131 住居手当(一般職) -44 時間外勤務手当 -66 通勤手当(フルタイム) -40

備考 1 増減額欄の金額は、「(1) 総括」の給料及び職員手当のそれぞれの比較金額と一致すること。

2 説明欄には、増減事由別内訳の金額の積算等を適宜記載するとともに、職員手当の制度改正に伴う増減分について当該手当の種類別の内訳を記載すること。

ア 会計年度任用職員以外の職員

(千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合計	備 考
		報酬	給料	職員手当	計			
補 正 後	72		236,619	136,270	372,889	100,191	473,080	
補 正 前	72		237,454	134,886	372,340	99,457	471,797	
比 較			-835	1,384	549	734	1,283	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	管理職手当	住居手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	通勤手当	管理職員特別勤務手当
	補正後	4,212	50,044	41,676	4,750	4,748	6,810	20,027	120	557	216
補正前	4,212	49,242	40,867	4,881	4,734	6,854	20,093	120	557	216	
比較		802	809	-131	14	-44	-66				

職員手当の内訳	区分	児童手当								計
	補正後	3,110								
補正前	3,110									134,886
比較										1,384

・給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	千円 -835	千円 その他減額分 -835	退職等の異動による減 -835	
職員手当	1,384	その他増減分 1,384	給与改定等による増 期末手当(一般職) 802 勤勉手当 809 管理職手当 14 退職等の異動および実績による減 寒冷地手当(一般職) -131 住居手当(一般職) -44 時間外勤務手当 -66	

備考 1 この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員で予算の積算となったものについて記載すること。

イ 会計年度任用職員

(千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合計	備 考
		報酬	給料	職員手当	計			
補 正 後	39	27,918	54,030	15,157	97,105	31,617	128,722	
補 正 前	39	27,367	52,205	14,466	94,038	31,192	125,230	
比 較		551	1,825	691	3,067	425	3,492	

職員手当の内訳	区分	期末手当	時間外勤務手当	通勤手当(費用弁)	児童手当					計
	補正後	13,624	1,076	457						
補正前	12,929	1,040	497							14,466
比較	695	36	-40							691

・給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
報酬	千円 551	千円 給与改定による増 551	給与改定による増 551	
給料	1,825	給与改定による増 1,825	給与改定による増 1,825	
職員手当	691	その他減額分 691	給与改定による増 期末手当(フルタイム) 829 期末手当(パートタイム) -134 時間外勤務手当 36 実績による減 通勤手当 -40	

備考 1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員で予算の積算となったものについて記載すること。

議案第38号

令和5年度福島町介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和5年度福島町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30千円を追加し、保険事業勘定歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ581,239千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月27日提出

福島町長 鳴海 清春

保険事業勘定

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		144,199	9	144,208
	2 国庫補助金	56,758	9	56,767
4 支払基金交付金		140,098	11	140,109
	1 支払基金交付金	140,098	11	140,109
5 道支出金		81,389	5	81,394
	2 道補助金	5,661	5	5,666
7 繰入金		89,550	5	89,555
	1 一般会計繰入金	88,139	5	88,144
歳入合計		581,209	30	581,239

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 地域支援事業費		42,808	560	43,368
	1 介護予防・生活支援 サービス事業費	16,945	210	17,155
	2 一般介護予防事業費	3,866	207	4,073
	3 包括的支援事業費	20,618	143	20,761
4 基金積立金		12,621	△ 530	12,091
	1 基金積立金	12,621	△ 530	12,091
歳 出 合 計		581,209	30	581,239

歳入歳出予算事項別明細書
(保険事業勘定)

歳入歳出予算補正事項別明細書

1 総括(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	144,199	9	144,208
4 支払基金交付金	140,098	11	140,109
5 道支出金	81,389	5	81,394
7 繰入金	89,550	5	89,555
歳入合計	581,209	30	581,239

歳入歳出予算補正事項別明細書

総括(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
3 地域支援事業費	42,808	560	43,368	14		16	530
4 基金積立金	12,621	△ 530	12,091				△ 530
歳出合計	581,209	30	581,239	14		16	

歳 入

2 歳入
 3 款 国庫支出金
 2 項 国庫補助金
 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 地域支援事業交付金	11,323	9	11,332	1 地域支援事業 交付金現年度 分	9	介護予防・日常生活支援総合事業交付金 9
計	56,758	9	56,767			

4 款 支払基金交付金
 1 項 支払基金交付金

2 地域支援事業支援交付金	5,735	11	5,746	1 現年度分	11	現年度分交付金 11
計	140,098	11	140,109			

5 款 道支出金
 2 項 道補助金

1 地域支援事業交付金	5,661	5	5,666	1 地域支援事業 交付金現年度 分	5	介護予防・日常生活支援総合事業交付金 5
計	5,661	5	5,666			

7 款 繰入金
 1 項 一般会計繰入金

2 地域支援事業繰入金	5,661	5	5,666	1 現年度分	5	介護予防・日常生活支援総合事業繰入金 5
計	88,139	5	88,144			

歲 出

3 歳 出

3 款 地域支援事業費

1 項 介護予防・生活支援サービス事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節 区分	金額	説 明
				特 国道支出金	財 源				
					地方	その他			
1 介護予防・生活支援サービス事業費	16,700	210	16,910	8	8	194	144	介護予防・生活支援サービス事業費 2 フルタイム会計年度任用職員給料 144 3 時間外勤務手当 3 3 期末手当（フルタイム） 38 4 共済組合負担金 8 4 退職手当組合負担金 10 4 退職手当組合事前納付金 6 4 公務災害補償基金負担金 1	
計	16,945	210	17,155	8	8	194			

53

3 款 地域支援事業費

2 項 一般介護予防事業費

1 一般介護予防事業費	3,866	207	4,073	6	8	193	144	一般介護予防事業費 2 フルタイム会計年度任用職員給料 144 3 時間外勤務手当 2 3 期末手当（フルタイム） 38 4 共済組合負担金 8 4 退職手当組合負担金 10 4 退職手当組合事前納付金 5
				4	5		40	
				2	3		23	

介護保険特別会計（保険事業勘定）

3 款 地域支援事業費

2 項 一般介護予防事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節 区分	金額	説明
				特 国道支出金	財源				
					地方債	その他			
計	3,866	207	4,073	6	0	8	193		

3 款 地域支援事業費

3 項 包括的支援事業費

1 包括的支援 事業費	20,618	143	20,761	143				24	包括的支援事業費	143
								96	2 給料 3 職員手当等	24 48
								23	4 共済費	1 47
									3 期末手当（一般職） 3 時間外勤務手当 3 勤労手当 4 共済組合負担金 4 退職手当組合負担金 4 退職手当組合事前納付金 4 公務災害補償基金負担金	19 2 1 1
計	20,618	143	20,761	143	0	0	0			143

4 款 基金積立金
1 項 基金積立金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 国 道 支 出 金	地 方 債	財 債 そ の 他	一 般 財 源	区 分	金 額	
1 介護給付費 準備基金積 立金	12,621	530	12,091				530	24 積立金	530	介護給付費準備基金積立金 24 積立金
計	12,621	530	12,091	0	0	0	530			530

給 与 費 明 細 書

1. 特別職

(千円)

区 分	人数 (人)	報酬	給 与 費						共済費	合 計	備 考
			給料	期末手当 年間支給率	地域手当	寒冷地 手 当	その他 手 当	計			
補正後	長 等										
	議 員										
	その他の特別職	10	150						150	150	
	計	10	150						150	150	
補正前	長 等										
	議 員										
	その他の特別職	10	150						150	150	
	計	10	150						150	150	
比 較	長 等										
	議 員										
	その他の特別職										
	計										

2. 一般職

(1) 総括

(千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合計	備 考
		報酬	給料	職員手当	計			
補 正 後	4		13,533	6,047	19,580	5,795	25,375	
補 正 前	4		13,221	5,870	19,091	5,724	24,815	
比 較			312	177	489	71	560	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地 手 当	管理職 手 当	住居手当	時間外 勤務手当	特殊勤務 手 当	通勤手当	管理職員特別 勤務手当
		補正後	78	2,967	1,736	183		234	649	80	120
	補正前	78	2,843	1,689	183		234	643	80	120	
	比 較		124	47				6			

職員手当の内訳	区分	児童手当								計
		補正後								
	補正前									5,870
	比 較									177

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
報酬	千円	千円		
給料	312	給与改定による増	312	給与改定による増 一般職給料 24 フルタイム会計年度 任用職員給料 288
職員手当	177	給与改定による増	177	給与改定による増 期末手当(一般職) 48 勤勉手当(一般職) 47 時間外勤務手当 (一般職) 1 期末手当(フルタイム) 76 時間外勤務手当 (フルタイム) 5

備 考 1 増減額欄の金額は、「(1) 総括」の給料及び職員手当のそれぞれの比較金額と一致すること。

2 説明欄には、増減事由別内訳の金額の積算等を適宜記載するとともに、職員手当の制度改正に伴う増減分について当該手当の種類別の内訳を記載すること。

ア 会計年度任用職員以外の職員

(千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合計	備 考
		報酬	給料	職員手当	計			
補 正 後	2		9,165	5,067	14,232	4,141	18,373	
補 正 前	2		9,141	4,971	14,112	4,118	18,230	
比 較			24	96	120	23	143	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	管理職手当	住居手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	通勤手当	管理職員特別勤務手当
	補正後	78	2,075	1,736	183		234	561	80	120	
補正前	78	2,027	1,689	183		234	560	80	120		
比 較		48	47				1				

職員手当の内訳	区分	児童手当								計
	補正後									
補正前										4,971
比 較										96

・給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
給料	千円 24	給与改定による増	千円 24 給与改定による増	24
職員手当	96	給与改定による増	96 給与改定による増 期末手当 勤勉手当 時間外勤務手当	48 47 1

備 考 1 この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員で予算の積算となったものについて記載すること。

イ 会計年度任用職員

(千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合計	備 考
		報酬	給料	職員手当	計			
補 正 後	2		4,368	980	5,348	1,654	7,002	
補 正 前	2		4,080	899	4,979	1,606	6,585	
比 較			288	81	369	48	417	

職員手当の内訳	区分	期末手当	時間外勤務手当	通勤手当					計
	補正後	892	88						
補正前	816	83							899
比 較	76	5							81

・給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
報酬	千円		千円	
給料	288	給与改定による増	288 給与改定による増	288
職員手当	81	給与改定による増	81 給与改定による増 期末手当 時間外勤務手当	76 5

備 考 1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員で予算の積算となったものについて記載すること。

議案第39号

令和5年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）

令和5年度福島町の国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,355千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112,682千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月27日提出

福島町長 鳴海 清春

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		24,329	△ 1,355	22,974
	1 他会計繰入金	24,329	△ 1,355	22,974
歳入合計		114,037	△ 1,355	112,682

第1表 歳入歳出予算補正

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		42,708	△ 1,355	41,353
	1 総務管理費	42,708	△ 1,355	41,353
歳出合計		114,037	△ 1,355	112,682

歲入歲出預算事項別明細書

歳入歳出予算補正事項別明細書

1 総括(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 繰入金	24,329	△ 1,355	22,974
歳入合計	114,037	△ 1,355	112,682

歳入歳出予算補正事項別明細書

総括(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 総務費	42,708	△ 1,355	41,353			△ 1,355	
歳出合計	114,037	△ 1,355	112,682			△ 1,355	

入 歳

2 歳入

2 款 繰入金

1 項 他会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	24,329	1,355	22,974	1 一般会計繰入金	1,355	1,355 一般会計繰入金
計	24,329	1,355	22,974			

歳

出

3 歳出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節 区分	金額	説 明
				特 国道支出金	財源				
					地方債	その他			
1 一般管理費	42,708	1,355	41,353		1,355		1,418	一般管理費	
					繰入金			2 一般職給	
							129	2 フルタイム会計年度任用職員給料	
								3 期末手当(一般職)	
							65	3 寒冷地手当(一般職)	
								3 時間外勤務手当	
							1	3 勤労手当	
								3 期末手当(フルタイム)	
								4 共済組合負担金	
								4 退職手当組合負担金	
								4 共済組合追加費用負担金	
								4 退職手当組合事前納付金	
								4 公務災害補償基金負担金	
								4 社会保険料	
								18 福祉協会負担金	
計	42,708	1,355	41,353	0	1,355	0			

給 与 費 明 細 書

1. 特別職

(千円)

区 分	人数 (人)	給 与 費							共済費	合 計	備 考
		報酬	給料	期末手当 年間支給率	地域手当	寒冷地 手 当	その他 手 当	計			
補正後	長 等										
	議 員										
	その他の特別職										
	計										
補正前	長 等										
	議 員										
	その他の特別職										
	計										
比 較	長 等										
	議 員										
	その他の特別職										
	計										

2. 一般職

(1) 総括

(千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合計	備 考
		報酬	給料	職員手当	計			
補 正 後	6		17,449	8,291	25,740	7,712	33,452	
補 正 前	7		18,867	8,162	27,029	7,778	34,807	
比 較	-1		-1,418	129	-1,289	-66	-1,355	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地 手 当	管理職 手 当	住居手当	時間外 勤務手当	特殊勤務 手 当	通勤手当	管理職員特別 勤務手当
		補正後	414	3,750	2,515	393			942	200	77
	補正前	414	3,499	2,522	416			1,034	200	77	
	比 較		251	-7	-23			-92			

職員手当の内訳	区分	児童手当								計
		補正後								
	補正前									8,162
	比 較									129

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
報酬	千円	千円		
給料	-1,418	異動による減 給与改定による増	-1,560 142	退職等による減 一般職給料 給与改定による増 フルタイム会計年度 任用職員給料 -1,560 142
職員手当	129	異動による減 給与改定による増	-168 297	退職等による減 期末手当(一般職) 勤勉手当(一般職) 寒冷地手当(一般職) 時間外勤務手当 (一般職) -43 -7 -23 -95 給与改定による増 時間外勤務手当 (フルタイム) 期末手当(フルタイム) 3 294

備考 1 増減額欄の金額は、「(1) 総括」の給料及び職員手当のそれぞれの比較金額と一致すること。

2 説明欄には、増減事由別内訳の金額の積算等を適宜記載するとともに、職員手当の制度改正に伴う増減分について当該手当の種類別の内訳を記載すること。

ア 会計年度任用職員以外の職員

(千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合計	備 考
		報酬	給料	職員手当	計			
補 正 後	4		14,192	7,528	21,720	6,332	28,052	
補 正 前	5		15,752	7,696	23,448	6,319	29,767	
比 較	-1		-1,560	-168	-1,728	13	-1,715	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	管理職手当	住居手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	通勤手当	管理職員特別勤務手当
		補正後	414	3,079	2,515	393			876	200	51
	補正前	414	3,122	2,522	416			971	200	51	
	比 較		-43	-7	-23			-95			

職員手当の内訳	区分	児童手当									計
		補正後									
	補正前										7,696
	比 較										-168

・給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
給料	千円 -1,560	異動による減	千円 -1,560 退職等による減	-1,560
職員手当	-168	異動による減	退職等による減 期末手当 勤勉手当 寒冷地手当 時間外勤務手当	-43 -7 -23 -95

備 考 1 この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員で予算の積算となったものについて記載すること。

イ 会計年度任用職員

(千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合計	備 考
		報酬	給料	職員手当	計			
補 正 後	2		3,257	763	4,020	1,380	5,400	
補 正 前	2		3,115	466	3,581	1,459	5,040	
比 較			142	297	439	-79	360	

職員手当の内訳	区分	期末手当	時間外勤務手当	通勤手当						計
		補正後	671	66	26					
	補正前	377	63	26						466
	比 較	294	3							297

・給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
報酬	千円		千円	
給料	142	給与改定による増	142 給与改定による増	142
職員手当	297	給与改定による増	297 給与改定による増 時間外勤務手当 期末手当	3 294

備 考 1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員で予算の積算となったものについて記載すること。

議案第40号

令和5年度福島町水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和5年度福島町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 水道事業費用	109,960千円	5,043千円	115,003千円
第1項 営業費用	107,659千円	5,043千円	112,702千円

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
職員給与費	15,183千円	677千円	15,860千円

令和5年11月27日提出

福島町長 鳴海 清春

令和5年度 福島町水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1. 水道事業費用			109,960	5,043	115,003
	1. 営業費用		107,659	5,043	112,702
		2. 配水及び給水費	23,568	5,043	28,611

予算説明書

令和5年度 福島町水道事業会計補正予算実施計画説明書

収益的収入及び支出

支出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
1.	水道事業費用		109,960	5,043	115,003			
	1.	営業費用	107,659	5,043	112,702			
		2 配水及び給水費	23,568	5,043	28,611	給料	92	一般職給(2人)
						手当等	527	期末手当 勤勉手当 時間外勤務手当
						法定福利費	44	共済組合負担金手当 退職手当組合負担金 退職手当組合事前納付金 公務災害補償基金負担金
						賃借料	1,166	仮設配水管借上料
						修繕費	3,000	給・配水管等修繕費
						材料費	200	補修資材購入費
						賞与引当金繰入額	14	賞与引当金繰入額
								1,166
								3,000
								200
								14

給 与 費 明 細 書

1. 総 括

(千円)

区 分	職 員 数		給 与 費					法定福 利 費	合 計	備 考
	特別職 (人)	職員数 (人)	報 酬	給 料	賃 金	手 当	計			
補正後	損益勘定支弁職員	2		7,260		4,935	12,195	3,596	15,791	
	資本勘定支弁職員									
	合 計	2		7,260		4,935	12,195	3,596	15,791	
補正前	損益勘定支弁職員	2		7,168		4,408	11,576	3,552	15,128	
	資本勘定支弁職員									
	合 計	2		7,168		4,408	11,576	3,552	15,128	
比 較	損益勘定支弁職員			92		527	619	44	663	
	資本勘定支弁職員									
	合 計			92		527	619	44	663	

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地 手 当	管理職 手 当	住居手当	児童手当	時間外 勤務手当	特殊勤務 手 当	通勤手当
	補正後	180	1,605	1,350	183		599		1,018		
補正前	180	1,553	1,305	183		599		588			
比 較		52	45					430			

職員手当の内訳	区 分	管理職員特 別勤務手当								計
	補正後									
補正前										4,408
比 較										527

(1) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
給料	千円 92	給与改定による増 92	給与改定による 92	
職員手当	527	給与改定による増 527	給与改定による 期末手当 勤勉手当 時間外勤務手当 52 45 430	

備考 1 増減額欄の金額は、「(1) 総括」の給料及び職員手当のそれぞれの比較金額と一致すること。

2 説明欄には、増減事由別内訳の金額の積算等を適宜記載するとともに、職員手当の制度改正に伴う増減分について当該手当の種類別の内訳を記載すること。

報告第4号

専決した事件の報告について

次のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和5年11月27日提出

福島町長 鳴海 清春

専決処分書

町が支払督促の申立てを行った出産祝金返還請求事件に係る和解について、地方自治法第180条第1項並びに福島町長の専決処分事項指定条例第1号の規定により次のとおり専決処分する。

令和5年10月17日

福島町長 鳴海 清春

出産祝金返還請求事件に係る和解について

1 事件番号及び事件名

函館簡易裁判所 令和5年(ハ)第242号 出産祝金返還請求事件

2 和解の相手方



3 和解条項

- (1) 相手方は、本町に対し、本件債務として、97万円の支払義務があることを認める。
- (2) 相手方は、本町に対し、前項の金員を、次のとおり分割して、毎月25日限り、本町が指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告の負担とする。
 - ① 令和5年11月から令和6年7月まで10万円ずつ
 - ② 令和6年8月に7万円
- (3) 相手方が前項の分割金の支払を2回以上怠り、その額が20万円に達したときは、当然に同項の期限の利益を失い、相手方は、本町に対し、第1項の金員から既払金を控除した残金を直ちに支払う。
- (4) 本町はその余の請求を放棄する。
- (5) 本町及び相手方は、本町と相手方との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (6) 訴訟費用は各自の負担とする。

報告第5号

専決した事件の報告について

次のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和5年11月27日提出

福島町長 鳴海 清春

専決処分書

町が支払督促の申立てを行った出産祝金返還請求事件に係る和解について、地方自治法第180条第1項並びに福島町長の専決処分事項指定条例第1号の規定により次のとおり専決処分する。

令和5年10月18日

福島町長 鳴海 清春

出産祝金返還請求事件に係る和解について

1 事件番号及び事件名

函館簡易裁判所 令和5年(ハ)第248号 出産祝金返還請求事件

2 和解の相手方

[Redacted]

3 和解条項

- (1) 相手方は、本町に対し、本件返還金債務として、16万5千円の支払義務があることを認める。
- (2) 相手方は、本町に対し、前項の金員を、次のとおり分割して、毎月27日限り、本町が指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告の負担とする。
 - ① 令和5年11月から令和7年2月まで1万円ずつ
 - ② 令和7年3月に5千円
- (3) 相手方が前項の分割金の支払を2回以上怠り、その額が2万円に達したときは、期限の利益を失い、相手方は、本町に対し、第1項の金員から既払金を控除した残金を支払う。
- (4) 本町は、その余の請求を放棄する。
- (5) 本町及び相手方は、本町と相手方との間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (6) 訴訟費用は各自の負担とする。

